

西東京市立小・中学校における臨時休業の延長について（案）

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年5月6日（水）まで市立小・中学校の臨時休業を実施しており、国や都の動向や周知期間の必要性を踏まえ、5月7日・8日の休業を決定したところである。

5月11日以降の取扱いについては、国の緊急事態宣言の動向や東京都の要請内容を踏まえて検討する必要がある一方で、これまでの感染拡大の状況や他自治体の動向を受け、保護者等からは十分な周知期間を確保した上での決定、周知が求められている。

こうしたことから、感染拡大の状況から緊急事態宣言が1か月程度延長される見通しであることを踏まえ、市立小・中学校の臨時休業を5月31日（日）まで延長し、速やかに情報提供を行う。

なお、今後の状況により、休業期間や学校再開に向けた準備期間の設定等について改めて検討を行う。